（仮称）加茂市給食センター整備事業

募集要項

令和８（2026）年 10 月 16 日

（修正版　令和８年 11 月６日）

加茂市教育委員会

目　　次

目次

第１　募集要項の位置づけ 1
第２　事業の概要 2
1.　事業名称 2
2.　事業対象地の概要 2
3.　公共施設等の管理者の名称 2
4.　事業目的 2
5.　用語の定義 2
6.　民間事業者との連携 2
7.　加茂市学校給食の基本事項 3
8.　業務範囲 3
9.　事業方式（形態） 3
10.　契約の形態 3
11.　事業期間 3
12.　事業者の収入 4
13.　事業スケジュール（予定） 4
14.　事業に必要な法令等の遵守 4
15.　事業期間終了時の措置 4
第３　応募者の備えるべき参加資格要件 5
1.　応募者の構成等 5
2.　応募者の参加資格要件 5
3.　参加資格確認基準日 8
第４　事業者の募集に関する事項 9
1.　事業者の募集・選定スケジュール（予定） 9
2.　直接対話の実施 9
3.　募集要項等に関する意見・質問及び回答 10
4.　参加表明書及び資格審査書類の受付 10
5.　参加資格審査結果の通知 10
6.　参加資格がないとされた理由の説明要求受付 10
7.　企画提案書の受付 11
8.　企画提案に関するヒアリングの実施 11
9.　選定結果の通知及び公表 11
10.　提案価格の上限等 11
11.　参加に関する留意事項 11
第５　事業者の選定に関する事項 13

1.　選定方法 13
2.　審査委員会の設置と評価 13
第６　契約に関する事項 14
1.　基本協定の締結 14
2.　契約の締結 14
3.　契約に係る議会の議決 14
建設工事請負契約の仮契約は、市議会の議決を経て本契約となる。 14
4.　契約保証金 14
事業者は、契約の定めに基づき契約保証金を納付するものとする。 14
5.　事業者の権利義務等に関する制限 14
6.　市と事業者の責任分担 14
7.　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 14
8.　事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 15
第７　事業実施に関する事項 16
1.　誠実な業務遂行 16
2.　事業期間中の事業者と市の関わり 16
3.　市によるモニタリング 16
第８　その他 17
1.　情報提供 17
本事業に関する追加的な情報提供は、市のホームページを通じて適宜行う。 17
2.　担当窓口 17
別紙１　本事業の事業方式 18
別紙２　事業対象地 19
別紙３　リスク分担表 20

用語集

本募集要項では、以下のように用語を定義します。

【本事業】	:「（仮称）加茂市給食センター整備事業」をいう。
【市】	:加茂市をいう。
【本施設】	:（仮称）加茂市給食センターをいう。
【応募者】	:応募企業グループをいう。
【代表企業】	:応募者のうち、応募手続を行う企業をいう。
【構成企業】	:応募者のうち、代表企業以外の企業をいう。
【優先交渉権者】	:本事業の手続に参加する応募者のうち、審査委員会において最優先順位となり、市によって特定された者をいう。
【事業対象地】	:（仮称）加茂市給食センター整備基本計画上の整備予定地をいう。
【事業提案書】	:本事業の実施に関する計画及び提案を示した書類をいう

第１　募集要項の位置づけ

本募集要項（以下、「募集要項」という。）は、市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下、「ＰＦＩ法」という。）に準じて発注する本事業に対して、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）を選定する公募型プロポーザル（以下、「本件プロポーザル」という。）を実施するに当たり、本事業及び本件プロポーザルに係る条件を提示するものである。

下記に示す資料は、募集要項と一体のもの（以下、「募集要項等」という。）である。令和８年８月 12 日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下、「実施方針等」という。）は、本件プロポーザルの条件を構成せず、令和８年９月 25 日に公表した「実施方針に関する質問・意見への回答書」「要求水準書（案）に関する質問・意見への回答書」（その後の修正を含む。）によって修正されるべき事項については、募集要項等の公表をもって修正されたものとみなす。

なお、募集要項等に記載がない事項については、「募集要項等に関する意見・質問回答書」によることとする。

＜募集要項及び別添資料一覧＞

・募集要項（本資料）
・別添１：要求水準書
・別添２：事業者選定基準
・別添３：様式集及び記載要領
・別添４：基本協定書（案）
・別添５：基本契約書（案）
・別添６：設計業務委託契約書（案）
・別添７：建設工事請負契約書（案）
・別添８：工事監理業務委託契約書（案）
・別添９：運営・維持管理業務委託契約書（案）

第２　事業の概要

1.　事業名称

（仮称)加茂市給食センター整備事業

2.　事業対象地の概要

所在地（地番）：加茂市千刈 1 丁目 11-9

敷地面積：2,577 ㎡

3.　公共施設等の管理者の名称

加茂市長　藤田　明美

4.　事業目的

加茂市（以下「市」という）では、学校給食の安全・安心の確保、食育の推進、施設の老朽化・耐震性・衛生面の課題解消、及び将来の児童生徒数の減少と学校適正化への対応を目的として、既存の単独校調理場及び共同調理場を統合し、新たに本施設を整備・運営することとして、令和８年６月に「(仮称)加茂市給食センター整備事業基本計画」(以下「基本計画」という）を策定した。基本計画では、本施設の基本的な考え方や整備方針、諸室構成（案)、事業方式の検討等を整理し、施設整備の方向性を示している。

本事業は、DBO 方式を導入することにより民間事業者の有するノウハウを活用し、安全・安心で魅力ある学校給食の提供を期待するものである。

5.　用語の定義

実施方針において、使用する用語は、以下の定義とする。

（１）本事業

「(仮称)加茂市給食センター整備事業」をいう。

（２）本施設

(仮称)加茂市給食センターをいう。

（３）応募者

応募企業グループをいう。

（４）代表企業

応募者のうち、応募手続を行う企業をいう。

（５）優先交渉権者

本事業の手続に参加する応募者のうち、審査委員会において最優先順位となり、市によって指定された者をいう。

（６）事業対象地

基本計画上の整備予定地をいう。

6.　民間事業者との連携

本事業では、民間事業者ならではのノウハウやアイデアを最大限に活用することで、施設稼

働率の向上、創意工夫によるライフサイクルコストの低減や、新しい技術採用による環境負荷軽減等による持続可能なまちづくりを目指している。このため、市としては、事業者の募集に当たり、次項に示す基本事項等を踏まえながら、本事業の目的が達せられるような民間事業者の優れた提案を期待するものである。

7. 加茂市学校給食の基本事項

下記の加茂市学校給食の基本事項に基づいて本事業を確実に実現すること。

（１）安全・安心でおいしい給食の持続的実施
（２）「共食」を通じた食育の推進
（３）地産地消と食文化の継承を意識した献立
（４）災害時における迅速な復旧に資する施設性能

8. 業務範囲

事業者が行う本事業の業務の範囲及び各項目の具体的な内容については別添の「（仮称）加茂市給食センター整備事業 要求水準書（案）」（以下「要求水準書（案）」という）に示すとおりである。

9. 事業方式（形態）

市は、本事業を実施するに当たり、将来の維持管理を見据えた施設整備を行うため、設計・建設と維持管理を一体事業として、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用していくことを求めるものとして、本施設の施設整備については、DBO（Design Build Operate）方式により実施する。

10. 契約の形態

市は、本事業について事業者に本事業の設計業務、建設業務、工事監理業務及び維持管理業務と運営業務を一括で発注するため、事業者選定の後、優先交渉権者と「基本協定」を締結し、その後、事業者と本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という）を締結する。

市は、基本契約に基づき、事業者のうち、本施設の設計業務を担当する者（以下「設計企業」という）と、本事業に係る設計業務委託契約を締結する。

市は、基本契約に基づき、事業者のうち、本施設の工事監理業務を担当する者（以下「工事監理企業」という）と、本事業に係る工事監理業務委託契約を締結する。

市は、基本契約に基づき、事業者のうち、本施設の建設業務を担当する者（以下「建設企業」という）と、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。本契約は仮契約の後、議会議決を経て契約締結とする。

市は、基本契約に基づき、事業者のうち、本施設の運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）及び維持管理業務を担当する者（以下「維持管理企業」という）と、本事業に係る運営・維持管理業務委託契約を締結する。

11. 事業期間

本事業の実施期間は、基本契約締結日から令和27年３月末日までとする。なお、運営・維持管理業務期間は15年とし、５年ごとに評価・見直しを行う。また、評価・見直しのタイミングに関わらず、人件費・物価等の著しい上昇がある場合、協議を行う。

12. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

（１）設計及び建設に係るもの

市は、事業者が実施する設計・建設に係る請負代金について、基本的に出来高に応じて支払う。

（２）開業準備に係るもの

市は、事業者が実施する開業準備に係る委託料について、運営・維持管理期間開始時に事業者へ一括で支払う。

（３）運営及び維持管理に係るもの

市は、事業者が実施する運営・維持管理に係る委託料の支払い方法について、年４回四半期ごとに支払う。

13. 事業スケジュール（予定）

本事業実施のスケジュール（予定）は以下のとおりである。

年月日（予定）	内容
令和９年３月	基本協定・基本契約の締結
令和９年３月～令和 10 年６月	基本設計・実施設計期間
建設業務請負契約にかかる議会の議決日 （令和 10 年６月～令和 11 年 12 月）	建設工事施工期間
令和 12 年１月～令和 12 年３月	開業準備期間※
令和 12 年４月	給食提供開始
令和 12 年４月～令和 27 年３月	運営・維持管理期間（15 年）

※開業準備業務のうち本件施設の維持管理は、本件施設の引渡し（令和 11 年 12 月末予定）以降、遅滞なく開始することとし、これに係る維持管理費、光熱水費は事業者が負担する。

14. 事業に必要な法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる最新の関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則等）を遵守すること。

15. 業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中、各業務を適切に行うことにより、本事業の終了時に、本施設を募集要項等に示す良好な状態で市に引継ぎを行わなければならない。

第３　応募者の備えるべき参加資格要件

本事業への応募者は、複数の企業等で構成されるグループとし、応募手続を代表して行う企業（以下、「代表企業」という。）を定めるものとする。

1.　応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

（１）応募者は、本事業の設計企業及び建設企業、工事監理を担当する企業、運営企業、維持管理企業を含む複数の企業（以下「構成員」という。）のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

また、本事業を実施する上で必要となる上記以外の業務を担当する企業等を含めることができる。

（２）構成員の中で、代表企業を定めること。代表企業は、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。なお、本事業に係る SPC（特別目的会社）の設立は不要とする。

（３）構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

ただし、上記に関わらず、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、以下の業務に係る総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分について、第三者に委託又は下請負人を使用することはできない。

①設計企業：設計業務
②建設企業：建設業務
③工事監理企業：工事監理業務
④維持管理企業：維持管理業務のうち建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務
⑤運営企業：運営業務のうち調理業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務

（４）同一の企業が複数の業務を実施することができるが、建設企業と工事監理企業は同一の者でないこと、又は相互に資本関係若しくは人的関係のない者であること。

2.　応募者の参加資格要件

応募者の構成員は、以下の（１）の要件及び分担する業務範囲に応じた（１）～（６）の要件に該当しなければならない。

（１）全構成員共通

ア　令和７・８年度（運営・維持管理企業にあっては令和７・８・９年度）加茂市入札参加資格者名簿に登録があること。

イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を

得ている者は、同条第１項の規定に該当しない者である。）

ウ　募集要項等の公表日から優先交渉権者選定・公表日までの間において、加茂市建設工事請負事業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。

エ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

（ア）会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、市の入札参加資格審査を受けた者

（イ）民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた後に、市の入札参加資格審査を受けた者

オ　次に掲げる者でないこと。

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある者

（イ）政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第３条に規定する公職という。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）、若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている者

（ウ）宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている者

カ　応募者同士で、次のいずれかの関係に該当する場合は、同一参加グループに参加する場合を除き、そのうちの一者しか参加できない。

（ア）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号及び会社法施行規則第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a　親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第４号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a　一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b　一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第１項又は民事再生法第 64 条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他本プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合

前（ア）及び（イ）と同視し得る関係があると認められる場合

キ　国、新潟県、市に収めるべき税金等を滞納している者でないこと。

（２）設計企業

設計業務を行う企業は、次の要件を満たしていること。

ア　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第１項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ　国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 1,400 ㎡以上の公共施設（平成 28 年４月以降に竣工した施設に限る）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。

ウ　平成 28 年４月以降に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。

エ　建築士法第２条の規定による一級建築士の資格を有する技術者（参加資格審査書類提出日において当該設計企業と３か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を配置できること。

（３）建設企業

建設業務を行う企業は、次の要件を満たしていること。

ア　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定による特定建設業の許可を受けていること。

イ　令和７・８年度加茂市建設工事入札参加者資格者の格付け「建築一式工事」がＡランク以上又は審査基準日が資格確認基準日に直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式」の総合評定値が 1,000 点以上であること。なお、建設業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が当該要件を満たすこと。

ウ　平成 28 年４月１日以降に、延床面積 1,400 ㎡以上の公共施設、又は民間施設（国土交通省告示第８号による建築物の類型四、十一に限る）の整備に係る新築又は改築（一部を除く）の建築工事を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として施工した実績があること。なお、建設業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が当該要件を満たすこと。

（４）工事監理企業

工事監理業務を行う企業は、次の要件を満たしていること。

ア　建築士法第 23 条第１項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ　国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 1,400 ㎡以上の公共施設（平成 28 年４月以降に竣工した施設に限る）の工事監理を元請として完了した実績を有していること。

ウ　平成 28 年４月以降に竣工したドライシステムの学校給食センターの工事監理を元請として完了した実績を有していること。

エ　建築士法第２条の規定による一級建築士の資格を有する技術者（参加資格審査書類提出日において当該工事監理企業と３か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を配置できること。

（５）運営企業

運営業務を行う企業は、次の要件を満たしていること。

ア　食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過していない者でないこと。

イ　平成 28 年４月以降に、小学校又は中学校を対象としたドライシステムの学校給食施設において、１日 1,000 食以上を提供する調理業務を５年以上、かつ、アレルギー対応給食の調理業務を３年以上、元請として経験していること。

（６）維持管理企業

維持管理業務を行う企業は、次の要件を満たしていること。

ア　平成 28 年４月以降に、国又は地方公共団体が発注した維持管理業務を元請として完了した実績を有していること。

3.　参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、企画提案書の提出期限の最終日とする。

第４　事業者の募集に関する事項

1.　事業者の募集・選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定のスケジュールは以下のとおりである。

日程		内容
令　和 ８年	10 月 16 日	募集要項等の公表
	10 月 22 日	個別対話の参加申込締切
	10 月 26 日、28 日	個別対話の実施
	10 月 30 日	募集要項等に関する質問の締切
	11 月 6 日	募集要項等に関する質問の回答
	11 月 10 日～ 11 月 20 日	参加資格審査書類提出期間
	11 月 27 日	参加資格審査結果通知
令　和 ９年	１月 22 日	企画提案書受付期限
	２月下旬	プレゼンテーション及び審査
	３月上旬	優先交渉権者の選定、公表
	３月下旬	基本協定締結、基本契約、設計業務委託契約、工事監理業務委託契約、運営・維持管理業務委託契約締結
令　和 10 年	４月	建設工事請負契約（仮契約）締結
	６月	議決（建設工事請負契約）

2.　直接対話の実施

本事業及び募集の趣旨について、応募者の理解促進を図るため、直接対話を実施する。

直接対話の日時	令和８（2026）年 10 月 26 日（月）、28 日（水） 参加申込者に対して、別途、市から開催時間を通知する。
会場	加茂市役所（対面を基本とするが、一部オンラインも認める）
参加申込期限	令和８（2026）年 10 月 22 日（木）17 時まで
参加申込方法	直接対話参加申込書（別添３　様式１－１）及び事前質問一覧（様式１－２）に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出。件名は「（仮称）加茂市給食センター整備事業直接対話申込●●」（●●は提出企業名）とする。原則として、参加を希望するグループごとに提出するものとし、参加人数は１グループ 10 人までとする。
留意事項	原則非公開とする。ただし、市が公平性の観点から全ての応募者に共通で明示すべき条件が明らかになった場合は、本募集要項等の修正を行い公表する場合がある。なお、優先交渉権者を選定する際の審査に影響するものではなく、対話内容は、優先交渉権者を選定するための提案内容を拘束するものではない。

3.　募集要項等に関する意見・質問及び回答

募集要項及び要求水準書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

質問・意見提出締切	令和８（2026）年 10 月 30 日（金）17 時まで
質問・意見提出回答	令和８（2026）年 11 月６日（金）17 時まで 市のホームページにて公表する。
提出方法	募集要項等に関する意見・質問書（別添３　様式１－３）に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出。件名は「（仮称）加茂市給食センター整備事業　意見・質問書●●」（●●は提出企業名）とする。
留意事項	質問を提出した企業名は公表せず、また、意見表明と解されるものには回答しないことがある。

4.　参加表明書及び資格審査書類の受付

応募者は、別添３「様式集及び記載要領」に定める「様式 2-1」から「様式 2-~~12~~11」までの提出書類（以下「参加表明書等」という。）を次のとおり提出すること。

（１）受付期間

令和８年 11 月 10 日（火）から 11 月 20 日（金）17 時まで

※応募者は、参加表明書等を提出する日時を提出する３日前までに担当窓口に電話で連絡すること。

（２）提出場所

「第８の２　担当窓口」に示す担当課

（３）提出方法

持参により提出すること。

5.　参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和８年 11 月 27 日（金）までに代表企業に対して書面で通知する。

6.　参加資格がないとされた理由の説明要求受付

参加資格がないと認められた応募者の代表企業は、次のとおりその理由について書面（任意様式。ただし、代表企業印を要する。）により市に説明を求めることができる。

（１）受付期間

参加資格審査結果の通知日から令和８年 12 月４日（金）17 時まで

（２）提出場所

「第８の２　担当窓口」に示す担当課

（３）提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、（１）の受付期間内に必着とすること。

（４）回答

説明請求に対する回答は、令和８年 12 月 11 日（金）までに代表企業に対して書面により

通知する。

7. 企画提案書の受付

応募者は、本事業の企画提案書を以下の要領で提出する。

（１）提出期限

令和９（2027）年１月 22 日（火金）17 時まで

※応募者は、企画提案書を提出する日時を提出する３日前までに担当窓口に電話で連絡すること。

（２）提出場所

「第８の２　担当窓口」に示す担当課

（３）提出方法

持参により提出すること。

（４）企画提案書様式

企画提案書は、別添３　様式集及び記載要領に従い作成すること。

8. 企画提案に関するヒアリングの実施

優先交渉権者の選定に当たり、応募者に対し、提案の内容に関するヒアリングを実施する。後日、実施時期及び開催場所等詳細を応募グループの代表企業に連絡する。

9. 選定結果の通知及び公表

市は、優先交渉権者の選定後、選定結果を速やかに応募グループの代表企業に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

10. 提案価格の上限等

（１）設計・建設、解体及び維持管理業務に要する経費

提案上限額を 3,962,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。応募者はこの価格を上限として提案すること。

（設計、工事監理、建設工事、運営・維持管理に係る内訳を示すこと。）

なお、提案上限額の内訳（参考）については次のとおりとする。本内訳は、市が想定したものであり、提案に際して市から応募グループに指定するものではない。

区分	内訳金額 （消費税及び地方消費税を含む。）
設計・建設業務に要する経費	2,140,000 千円
運営・維持管理業務に要する経費	1,822,000 千円

11. 参加に関する留意事項

（１）公正な募集の確保

応募者は、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への参加資格を失うものとする。

ア　参加に当たって、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22

年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

イ　参加に当たって、応募者は競争を制限する目的で他の応募者と価格及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に価格及び提案内容等を定めなければならない。

ウ　応募者は、優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して、価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。

エ　応募者やそれと同一と判断される企業・団体等が、優先交渉権者の決定及び公表前までに、審査委員会の委員に対し、自ら又は第三者に依頼し自己の提案が審査において有利な扱いを受けようとすることを目的として、審査に関する照会・接触等の働きかけを行った場合は、失格とする。又、本公募に関係する市職員に対し、自ら又は第三者に依頼し自己の提案が審査において有利な扱いを受けようとすることを目的として、審査に関する照会・接触等の働きかけを行った場合も、同様に失格とする。

（２）参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

（３）募集要項等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

（４）使用言語、単位、使用通貨及び時刻

別添３　様式集及び記載要領に指定するもの以外は、応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（５）応募の無効

以下の事項に該当する場合は、本事業への応募を無効とする。

①虚偽の記載をした場合

②複数の提案を行った場合

（６）提出書類の取り扱い・著作権等

①提出書類の変更等の禁止

誤字等を除き、提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

②著作権

本事業に関する企画提案書の著作権は応募者に帰属するが、優先交渉権者として選定された場合は、図面や計画概要等を公開する。また、応募者の企画提案書については、優先交渉権者の選定に関わる審査及び公表、その他本事業に関する業務以外に応募者に無断で公表しない。なお、企画提案書は返却しない。

（７）市からの提示資料の取り扱い

市が本事業の募集手続において提示する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

（８）参加の辞退

企画提案書を提出した応募者で、本事業への参加を辞退するときには、参加辞退届（別添３　様式２-~~13~~11）を「第８の２　担当窓口」に示す担当課に持参にて提出する。

第５ 事業者の選定に関する事項

1. 選定方法

本事業は、公募型プロポーザル方式によって事業者を選定する。市は、事業者の選定に当たり、学識経験者及び市職員から構成される「（仮称）加茂市給食センター整備事業審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、提案内容の審査を行い、最優秀提案及び次点を選定する。市は、審査委員会による審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。市は、優先交渉権者と契約協議を行い、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議する。

審査は、募集要項等に基づき、応募者から提出される企画提案書を対象に、提案価格、市が提供を受けるサービスの内容及びその他の事項について総合的に評価する。選定方法の詳細は、別添２　事業者選定基準に示す。

2. 審査委員会の設置と評価

委員会は非公開とする。なお、審査委員会の委員は、優先交渉権者決定後に公表する。

第６　契約に関する事項

1.　基本協定の締結

市は、優先交渉権者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。優先交渉権者は、別添４　基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。

2.　契約の締結

基本協定締結後、市は、事業者との間で、本事業を実施するために必要な、基本契約、設計業務委託契約、工事監理業務委託契約、建設工事請負契約の仮契約、運営・維持管理業務委託契約を締結する。

3.　契約に係る議会の議決

建設工事請負契約の仮契約は、市議会の議決を経て本契約となる。

4.　契約保証金

事業者は、契約の定めに基づき契約保証金を納付するものとする。

ただし、各契約書に記載の要件によっては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。

5.　事業者の権利義務等に関する制限

事業者は、事前に市の書面による承諾を得た場合を除き、契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

6.　市と事業者の責任分担

（１）基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、適切なリスク分担を実現することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

（２）予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別紙３　リスク分担表に定めるとおりとし、具体的な事項については、各契約書において定めることとする。

応募者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、これらの資料に示されていないリスク分担等については、市と事業者双方の協議により定めるものとする。

7.　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

（１）法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するに当たり、法制上及び税制上の優遇措置等の適用を想定

していないが、法改正等により優遇措置等が適用されうる場合には、市は当該措置等が適用されるよう努めるものとする。

（２）財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

事業者は、市が国庫補助金等の申請業務等を行う場合は、これに協力し、検査業務についても協力することとする。

（３）その他の支援に関する事項

市は、事業者が本事業実施に必要となる許認可等に対し、必要に応じて協力を行う。

8.　事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

（１）係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、基本契約に規定する具体的措置に従う。

（２）管轄裁判所の指定

本契約に関する紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第７　事業実施に関する事項

1.　誠実な業務遂行

事業者は、募集要項等、市に提出した企画提案書、基本協定書及び各事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行するものとする。

2.　事業期間中の事業者と市の関わり

市は、代表企業に対して連絡調整を行うが、必要に応じて市と構成企業との間で直接連絡調整を行う場合がある。この場合において、市と構成企業との間で直接連絡調整を行った事項については代表企業に報告する。

3.　市によるモニタリング

市は、事業者が実施する本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務について、定期的にモニタリングを行う。

また、事業者の提供する本施設の運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合には、市は再発防止策を含んだ是正計画書の提出、実施を求めることができるものとする。

さらに、事業契約書及び要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。サービス対価の減額については、運営・維持管理委託契約書に定めるところにより実施する。

なお、事業者が上記の改善勧告に従わない又は、改善が図られない場合、市は事業者に対して、その運営企業または維持管理企業の交代を命ずる場合がある。

第８　その他

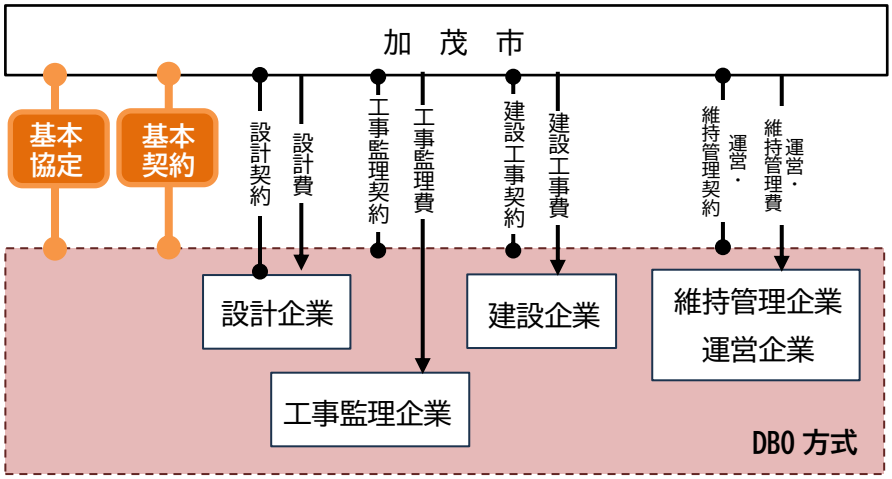
1. 情報提供

本事業に関する追加的な情報提供は、市のホームページを通じて適宜行う。

2. 担当窓口

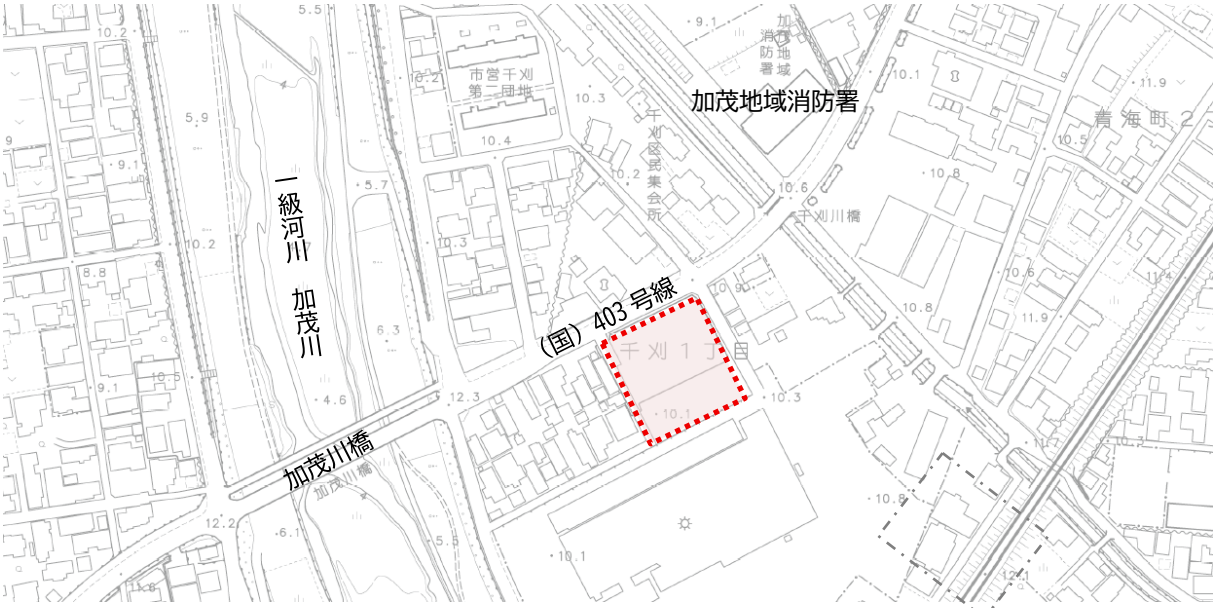
加茂市教育委員会小中学校統合準備室
〒959-1392　新潟県加茂市幸町２丁目３番５号
電話番号　0256-52-0080（内線 417）
メールアドレス　　gakkou_junbi@city.kamo.niigata.jp

別紙１　本事業の事業方式



一体事業（本事業）

別紙２　事業対象地


加茂地域消防署
一級河川　加茂川
(国) 403 号線
加茂川橋
千刈１丁目
千刈川橋
青海町２
市営千刈第二団地
千刈区民集会所

別紙３　リスク分担表

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	募集手続	1	募集要項の誤り、募集手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	物価変動	14	施設供用開始前の物価や労務費等の変動（※１）	○	○
		15	施設供用開始後の物価や労務費等の変動（※１）	○	○
	本事業の中止・延期	16	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		17	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	18	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力	19	天災・暴動等不可抗力による損害（※２）	○	○
契約前	応募費用	20	本事業への応募に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	21	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		22	議会の議決が得られない	○	○
		23	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
設計	測量・調査	24	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		25	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	26	市の帰責事由により変更する場合	○	
		27	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	28	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		29	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	30	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		31	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	32	本施設用地の確保に関するもの	○	
		33	本施設用地以外の、本施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	34	市が公表した資料から予測可能なもの		○
		35	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	36	当初調査では予見不可能な地質･地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
	工事遅延	37	市の帰責事由によるもの	○	
		38	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	39	市の帰責事由によるもの	○	
		40	事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	41	本施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	42	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
	工事監理の不備	43	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
運営・維持管理	運営開始の遅延	44	市の帰責事由によるもの	○	
		45	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	46	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	47	市の帰責事由による委託料の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	48	事業者の行う運営・維持管理業務の内容が事業契約書に定める水準に達しない場合		○
	運営・維持管理費の増大	49	市の帰責事由によるもの	○	
		50	事業者の帰責事由によるもの		○

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
運営・維持管理	施設等の損傷	51	市の帰責事由によるもの	○	
		52	経年劣化によるもの（※３）		○
		53	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の契約適合	54	契約不適合責任期間内		○
		55	契約不適合責任終了後	○	
運営・維持管理	需要変動	56	給食形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		57	児童・生徒数、教職員数の変動によるもの（※４）	○	○
		58	残渣の変動		○
	食中毒・異物混入	59	検収時前における食品の異常	○	
		60	検収業務における食品の異常の見落とし等によるもの		○
		61	検収後の保存方法に起因する食品の異常		○
		62	調理過程における調理方法の不適による食品の異常		○
		63	配送業務に起因する場合		○
	食物アレルギー対応	64	食物アレルギーをもつ生徒の情報収集不備、食物アレルギー情報伝達のミス、校内での配食ミス、食品調達時の誤り	○	
		65	突発的な発症（事前の把握が困難な食物アレルギー物質による）	○	
		66	事業者の帰責事由によるもの		○
	配送の遅延	67	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		68	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		69	調理の遅延によるもの		○
		70	事業者の交通事故による遅延		○
		71	食品の納入遅延による遅延	○	
	運送費増大	72	配送校の変更による運搬費の増大	○	
		73	交通事情の悪化による運搬費の増大		○
移管	性能確保	74	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	事業終了時の手続き	75	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの		○

（※１）物価変動等に一定程度を超える割合で上下した場合、調整するものとするが、より詳細な調整方法については、募集要項等において提示する。

（※２）原則として市の負担とするが、一定の金額までは事業者が負担する。より詳細な負担割合は、募集要項等において提示する。

（※３）負担する金額は、市が５０万円（税込）以上の修繕・更新、事業者が５０万円（税込）未満の修繕・更新とする。ただし、長期修繕計画で予定しているものは予見可能であるため、これを除く突発的な修繕を対象とする。

（※４）提供対象者数（事業者が給食を提供すべき児童・生徒数と教職員数を合算した数）が大きく変動する場合には委託料の見直しを行うことを予定しているが、詳細については、募集要項等において提示する。